

第4次笠岡市・一部事務組合
地球温暖化対策実行計画
(事務事業編)

概要版

平成30年3月

笠岡市
岡山県西部衛生施設組合
岡山県西部環境整備施設組合
岡山県西南水道企業団
笠岡地区消防組合
岡山県西部地区養護老人ホーム組合
井笠地区農業共済事務組合
岡山県笠岡市・矢掛町中学校組合

第1章 基本的事項

1-1 計画策定の目的

平成 28 年 5 月に閣議決定された「地球温暖化対策計画」では、地方公共団体の基本的な役割として「自ら率先的な取組を行うことにより、区域の事業者・住民の模範となることを目指すべき」としています。

本計画は、以上の背景を踏まえ、笠岡市及び一部事務組合の行政事務及び事業全般において取り組むべき温室効果ガス排出抑制施策をとりまとめたものです。

1-2 計画の位置づけ

本計画は、環境行政の大綱を示す「笠岡市環境基本計画」の下位計画に位置付けられ、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」という。）第 21 条に基づく地方公共団体実行計画に該当します。

また、本計画の一部事務組合のうち、岡山県西部環境整備施設組合では廃棄物処理も扱うため、笠岡市一般廃棄物処理基本計画と連携し、廃棄物の減量も含めた計画としています。

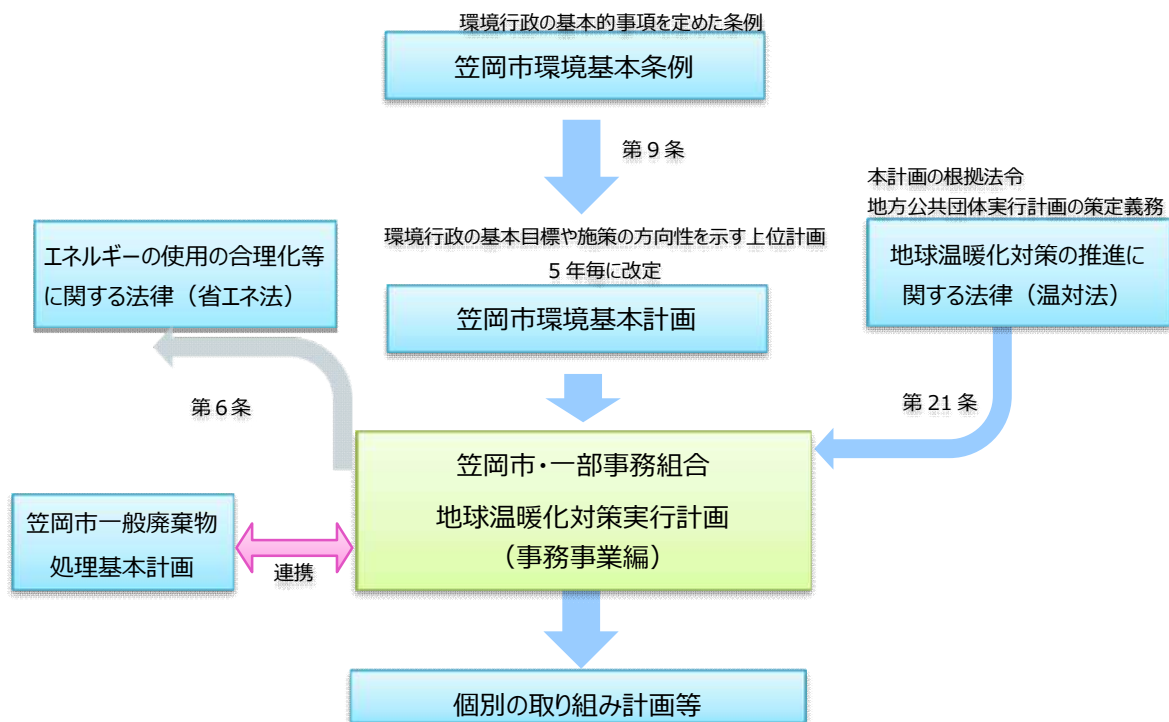


図 1 計画の位置づけ

1-3 計画の期間及び対象範囲

第 4 次に位置づける本計画の対象期間は、2018 年度から 2030 年度までの 13 年間とします。ただし、社会情勢や法規制等により計画の前提が大きく変わるような変化が生じた場合は、計画期間中であっても、必要に応じて目標や取り組み等の見直しを行うものとします。

(1) 基準年度及び目標年度

基準年度及び目標年度は、「地球温暖化対策計画」に定める我が国の中期目標に準じ、以下のとおりとします。

基準年度：2013年度

中間目標年度：2023年度

目標年度：2030年度

(2) 対象とする温室効果ガス

本計画で対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法施行令第3条第1項に基づき、二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、ハイドロフルオロカーボン類(HFC)、パーフルオロカーボン類(PFC)及び六フッ化硫黄(SF₆)の6種類とします。ただし、パーフルオロカーボン類及び六フッ化硫黄については、笠岡市及び一部事務組合の事務事業ではほとんど使用されていません。

第2章 温室効果ガス排出量の現状

2-1 基準年度における温室効果ガス排出量

基準となる2013年度における、笠岡市及び一部事務組合の事務・事業に伴う温室効果ガスの総排出量は、30,463.7 t-CO₂でした。

ガス種別に見ると、最も多いCO₂(29,589.8 t-CO₂)が全体の約97%を占め、その排出要因はエネルギー起源(19,652.8 t-CO₂)とごみ焼却に伴う排出(9,937.0 t-CO₂)に大別されます。特に、電力の使用に伴う排出量は16,879.9 t-CO₂にのぼり、これだけで事務・事業全体の約55%を占める最大排出要因となっています。

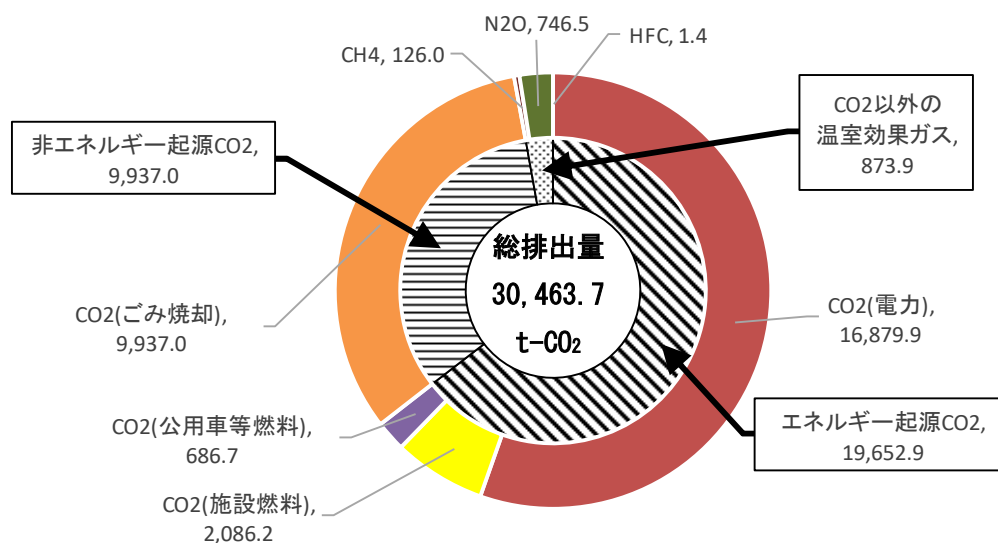


図2 基準年度における温室効果ガス排出量（ガス種別・排出要因別）

第3章 温室効果ガス排出量の削減に関する取り組み

3-1 温室効果ガス排出量の削減目標

本計画では、温室効果ガス排出量の削減目標を以下と設定しました。

【温室効果ガス総排出量の削減目標】

**笠岡市及び一部事務組合全体では、
2030年度までに基準年度（2013年度）比で30.9%削減します。
また、中間目標として2023年度までに基準年度比で18.2%削減します。**

組織ごとの目標値は下表のとおりです。

表1 笠岡市の組織別及び一部事務組合別の温室効果ガス総排出量削減目標

組織		温室効果ガス排出量 [t-CO ₂]						
		2013年度 (基準年度)	2023年度中間目標 (基準年度比)		2030年度目標 (基準年度比)			
笠岡市	政策部	企画政策課	0.0	-	-	-	-	
		秘書課	3.2	2.4	23.4%	1.9	39.8%	
		定住促進センター	0.0	-	-	-	-	
		協働のまちづくり課	45.4	34.7	23.4%	27.3	39.8%	
	危機管理部	危機管理課	0.0	-	-	-	-	
	総務部	総務課	581.1	445.0	23.4%	349.8	39.8%	
		人事課	0.0	-	-	-	-	
		財政課	107.9	82.7	23.4%	65.0	39.8%	
		税務課	0.0	-	-	-	-	
	市民生活部	収納対策課	0.0	-	-	-	-	
		市民課	0.8	0.6	23.4%	0.5	39.8%	
		人権推進課	22.1	16.9	23.4%	13.3	39.8%	
	健康福祉部	環境課	220.2	168.6	23.4%	132.5	39.8%	
		地域包括ケア推進室	0.0	-	-	-	-	
		地域福祉課	1.0	0.8	23.4%	0.6	39.8%	
		長寿支援課	204.3	156.5	23.4%	123.0	39.8%	
		健康推進課	110.0	84.3	23.4%	66.2	39.8%	
	こども部	恵風荘	183.0	140.1	23.4%	110.2	39.8%	
		子育て支援課	11.3	8.7	23.4%	6.8	39.8%	
	建設部	こども育成課	131.4	100.7	23.4%	79.1	39.8%	
		建設管理課・建設事業課	886.4	678.9	23.4%	533.6	39.8%	
	産業部	都市計画課	754.3	577.7	23.4%	454.1	39.8%	
		農政水産課	5.7	4.4	23.4%	3.5	39.8%	
	上下水道部	商工観光課	286.2	219.2	23.4%	172.3	39.8%	
		水道課	535.7	410.3	23.4%	322.5	39.8%	
	会計課	下水道課	2,232.7	1,709.9	23.4%	1,344.1	39.8%	
	市民病院	市民病院事務局	2,028.7	1,553.8	23.4%	1,221.3	39.8%	
	教育委員会	教育総務課	1,520.7	1,164.7	23.4%	915.4	39.8%	
		学校教育課	9.4	7.2	23.4%	5.6	39.8%	
		生涯学習課	731.9	560.5	23.4%	440.6	39.8%	
	行政委員会	スポーツ推進課	90.8	69.6	23.4%	54.7	39.8%	
		議会事務局	事務局	0.6	0.5	23.4%	0.4	39.8%
		監査委員	0.0	-	-	-	-	
		選挙管理委員会	0.0	-	-	-	-	
	農業委員会	公平委員会	0.0	-	-	-	-	
		固定資産評価審査委員会	0.0	-	-	-	-	
	岡山県西部衛生施設組合	農業委員会	0.0	-	-	-	-	
	岡山県西部環境整備施設組合		2,360.0	1,807.5	23.4%	1,420.7	39.8%	
	岡山県西南水道企業団		13,675.7	12,074.8	11.7%	10,954.2	19.9%	
	笠岡地区消防組合		3,165.7	2,424.5	23.4%	1,905.7	39.8%	
岡山県西部地区養護老人ホーム組合		352.7	270.1	23.4%	212.3	39.8%		
井笠地区農業共済事務組合		145.7	111.6	23.4%	87.7	39.8%		
岡山県笠岡市・矢掛町中学校組合		28.9	22.2	23.4%	17.4	39.8%		
合計		30,463.7	24,932.5	18.2%	21,060.6	30.9%		

3-2 削減目標の達成に向けた取り組み

(1) 設備更新によるエネルギー効率の向上

笠岡市及び一部事務組合では、温室効果ガス排出量の削減に最も効果的な対策として、照明機器のLED化や高効率空調機への更新といった設備更新によるエネルギー効率の向上を目指します。また、公共施設や組織の統廃合による効率化も計画的に実施する予定にしています。

(2) 運用改善による省エネの推進

運用改善は、設備更新と合わせて温室効果ガス排出削減の主軸となる対策です。

照明、空調、事務用機器といった各設備区分について、全職員が高い節電意識・省エネ意識を共有し、積極的に取り組みを推進します。

(3) 再生可能エネルギー等の活用

現時点では具体的な導入計画はありませんが、今後より積極的な導入が求められる再生可能エネルギーの活用や、地産地消電力の活用、新電力会社の活用や未利用エネルギー等の活用を検討していきます。

第4章 計画の推進体制と進行管理

4-1 計画推進体制

以下に示す推進体制のもと、実行計画（事務事業編）における温室効果ガス削減目標を達成するため、全体の企画の立案及び進捗・点検・管理を行います。

表2 組織と主な役割

組織など	主な役割
市長	本計画のトップマネジメント。
(仮称)省エネ・温暖化対策推進委員会	本計画の管理組織であり、本計画のPDCA全般の管理を行う。
事務局	年間エネルギー使用量及び温室効果ガス排出量の集計を行う。 省エネ・温暖化対策委員会の招集、進行等を行う。
環境活動責任者 (各課長、各施設長など)	本計画に基づく、各課などにおける運用状況の取りまとめ、推進を行う。
環境活動推進員 (各係長、主任など)	本計画に基づく、各課などにおける取組の検討、推進を行う。

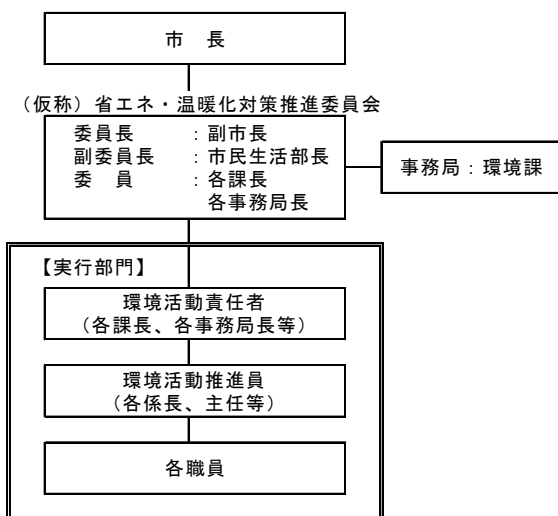


図3 推進体制

4-2 進行管理

本計画では、実行計画（事務事業編）全体での大きな PDCA サイクル、組織ごとに運用する PDCA サイクル、そして施設ごとに運用する小さな PDCA サイクルなど、レベル別の PDCA サイクルにより進行管理を行い、施策の確実な実施及び継続的な改善を図ります。

本計画（事務事業編）の PDCA サイクルは、2023 年度の中期削減目標達成状況なども踏まえ、見直し・改定を行います。

その他の PDCA サイクルは、組織ごとでは省エネ・温暖化対策推進委員会の開催及び省エネ法の年 1 回の定期報告と連動した進行管理、施設ごとでは組織や省エネ中長期投資計画の PDCA と連動して原則 1 年ごとの進行管理を行います。

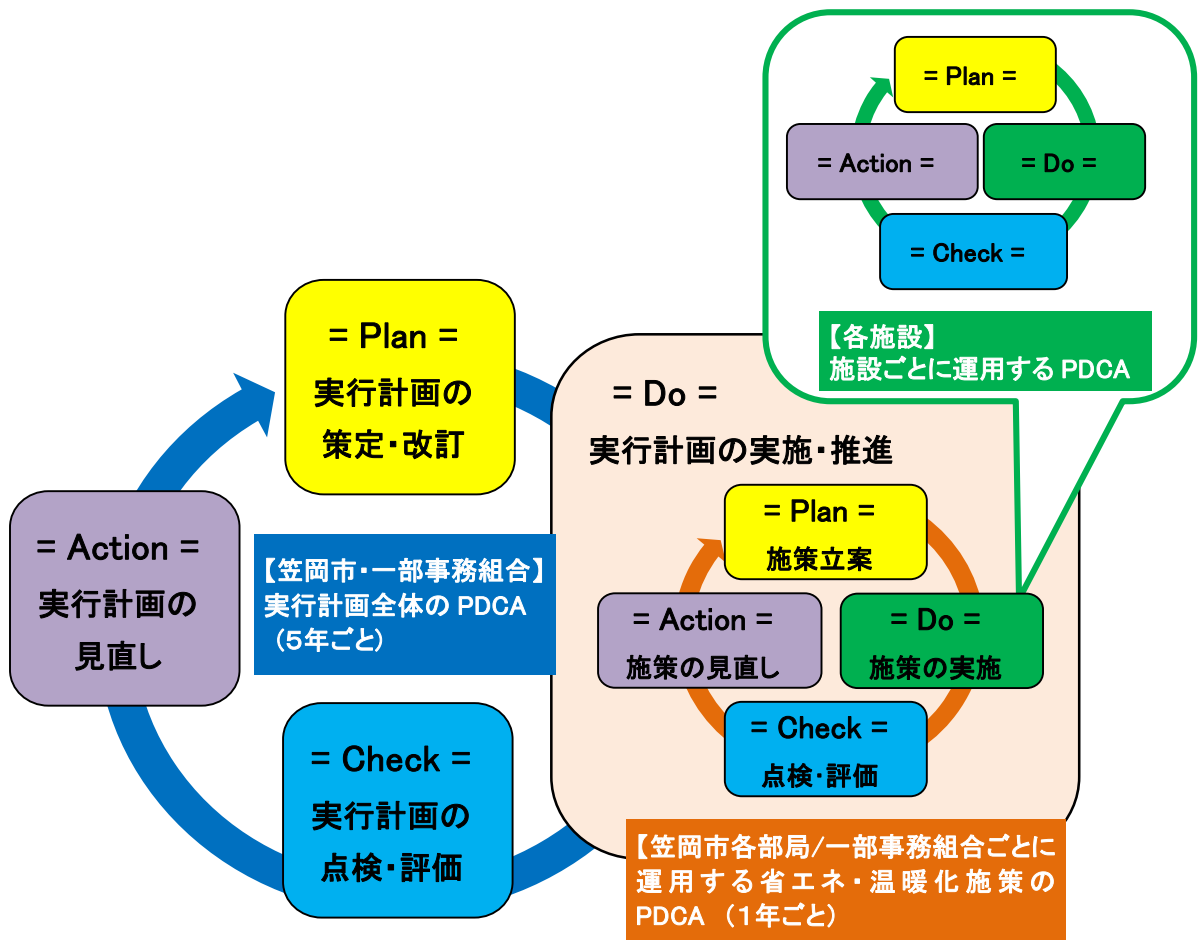


図 4 進行管理

表 2 笠岡市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の PDCA サイクル（5 年ごと）

年度	2018	2019	2020	2021	2022	2023
事務事業編	← P D ————— C A ————— →					← P
						中間目標